

# 広島県学校図書館資料廃棄方針（高等学校）

令和４年４月  
高校教育指導課

## 1 目的

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

この目的を達成するため、学校図書館の蔵書構成を適正に保ち、効果的な管理・運用を図り、廃棄を行う場合の拠り所として、必要な事項を定める。

## 2 一般基準

- (1) 形態的にはまだ利用に耐え得るが、記述されている内容、表記が古くなり、利用価値を失ったもの。
- (2) 著しい変色や破損が認められ、利用に適さないもの。
- (3) 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値を失ったもの。
- (4) 利用頻度の著しく低い複本で、購入後一定期間を経過しているもの。
- (5) 新版や改訂版が刊行されたもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認めるもの。

## 3 特別基準

各種資料の基準については次のとおりとする。ただし、校長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 百科事典・専門事典  
刊行後10年を経過し補遺が刊行されていないもの。また、代わりとなるものが所蔵されている場合。
- (2) デジタル機器関連図書  
バージョンなどに留意し、3年～5年経過したものを対象とする。ただし、バージョンが古くても利用が見込まれるものは保存する。
- (3) 年鑑・白書  
書庫への移管も含み、3～5年を経過したもの。
- (4) 地図帳  
刊行後5年を目安とし、記載国名、地名に変化が生じた図書。
- (5) 旅行ガイド  
刊行後3年を経過したもの。ただし、基本知識を得るための資料としての利用が見込まれる場合は保存する。
- (6) 法律、法令関連書  
主要な法律、法令の改正があったもの。
- (7) 時事問題関連書  
刊行後3年を経過したもの。
- (8) 実用書  
刊行後3～5年を目安とし、新しい理論や素材、技術、ルール、最新の研究成果等が取り入れられていないもの。

- (9) 新聞，雑誌  
保存期間を1年とし，それが満了したもの。

#### 4 廃棄の対象としない図書

下記資料は原則廃棄対象外とする。ただし，保管場所が確保できないなどの問題が生じた場合は，図書選定委員会等で廃棄を検討する。

- (1) 卒業アルバム
- (2) 各学校から送付される学校史
- (3) 地域に関する資料
- (4) 入手が困難で資料的価値の高い資料

#### 5 廃棄方法

図書選定委員等が検討した上で廃棄する本を教職員に周知する。廃棄が決定した資料は，必要な処理をし，県が定めている物品マニュアルに従って適切な廃棄を行う。

#### 6 全国SLA（全国学校図書館協議会）による規準の準用

各分野の廃棄については，全国学校図書館協議会の定める廃棄規準を準用する。

以上の廃棄基準は遵守すべき義務ではなく，資料を廃棄する際の参考にするものである。